

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 30 日現在

機関番号：17601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730027

研究課題名(和文) アメリカ連邦最高裁判例に見られる公教育に関する憲法法理の歴史研究

研究課題名(英文) A Historical Study on the United States Supreme Court Constitutional Doctrine of the Public Education

研究代表者

中川 律 (NAKAGAWA, Ritsu)

宮崎大学・教育文化学部・講師

研究者番号：60536928

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の主な成果は、第一に、アメリカ合衆国において、公教育に関する政府権限の限界を画した1920年代の連邦最高裁判決の憲法法理は、公教育制度の歴史的形成過程において、合衆国憲法に示された自由や民主主義という価値観に関して異なる考え方をもつ諸勢力が妥協を繰り返し、どんな特定勢力も学校教育制度全体を寡奪することに成功しなかったことを反映していること、第二に、1940年代における公教育に関する憲法法理の展開は、ニューディール憲法革命を経たにもかかわらず、1920年代の政府権限の内在的限界論を引き継ぐ面を有することを明らかにした点にある。

研究成果の概要(英文)：The fruits of this research are as follows. First, the Constitutional doctrine of 1920's U.S Supreme Court two decisions (Meyer and Pierce) about the limits of government power concerning public education reflected the historical process of formation of public education system in the United States in that multiple factions who had various visions of American Freedom and Democracy in the Constitution insisted on power to control school education policy, but no one get the power to dominate. Second, in spite of the New Deal Constitutional Revolution, development of the Constitutional doctrine concerning public education in the Barnette decision (1943) inherited 1920's constitutional doctrine that draw the inherent limits of government powers.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学

キーワード：公法学 憲法学 教育法学 公教育 アメリカ合衆国憲法 比較憲法

### 1. 研究開始当初の背景

立憲民主主義国家では、政府は、公教育を整備・運営する権限を認められなければならないが、教育がその対象となる子どもの精神への直接的な働きかけである以上、政府の権限も憲法上の制約に服するものである。この公教育に関する政府権限の限界という課題は日本の憲法学でも、教育権の所在は国民にあるのか国家にあるのかという形で長く議論されてきた。また、「日の丸・君が代」訴訟などの展開などに対応すべく、今後も、蓄積を踏まえつつ、議論を深めるべきものでもある。実際に本研究開始当初においても重要な研究業績が国内で発表されていた。

### 2. 研究の目的

以上の基本的な問題意識から、本研究は、アメリカ合衆国において、公教育の場面で政府権限に対して憲法上の限界を画したと評価されている1920～1940年代の連邦最高裁判例の憲法法理の歴史的な形成過程を分析し、その意義を明らかにすることで、日本への示唆を得ることを目的とするものであった。

アメリカ合衆国の連邦最高裁判例では、公教育に関する政府権限を限界付けるものとして、親の教育の自由が中心的な役割を果たしてきた。こうした日本とは異なる法理の形成を歴史的に跡付けることは、日本にとって積極・消極両面からの示唆を合衆国の憲法法理から得るためにも不可欠なものである。

しかし、本研究開始当初においては、アメリカ合衆国の公教育に関する憲法法理を分析するものの多くは、判例法理そのものの分析や政治哲学的な知見に基づくものであり、本研究のように、そうした判例法理の形成を歴史的に分析するものは極めて少ない状態であった。

### 3. 研究の方法

本研究は、原則的に、研究代表者が単独で、アメリカ公教育史、アメリカ憲法史、その他の1次資料、2次資料の収集およびその分析を行うことで実施された。また、関連する学会、研究会等にも参加して、アメリカの公教育や憲法について研究する研究者などと意見交換を行うことで情報収集にも努めた。

また、本研究では、その内容を大きく2つの柱立てに分割して、それぞれ別個に資料収集および分析を遂行する方法が採られた。本研究の第一の柱は、1920年代に至るまでの公教育史を検証し、公教育に関する政府(州)の権限がどのように拡大し、さらに歴史的にそれらがどのように限界づけられて、1920年代の連邦最高裁判例の基礎を与えることになったのかを分析するもの **連邦最高裁判例の憲法法理に対する公教育制度の歴史的な形成過程の影響の分析**であり、研究期間の前半ではこの第一の柱を中心に研究を進めた。本研究の第2の柱は、1920年代以降の公教育に関する憲法法理の展開を、より広く憲法

史全体の中に位置づけなおすことで、その意義を明らかにするもの **1920年代以降の公教育に関する憲法法理の憲法史上の位置づけ**であり、研究期間の後半ではこの第2の柱の分析を中心に行った。

### 4. 研究成果

上記のとおり、本研究の内容は、大きく2つ柱に大別できる。すなわち、第1の柱が連邦最高裁判例の憲法法理に対する公教育制度の歴史的な形成過程の影響の分析(以下、「本研究」とする)であり、第2の柱が1920年代以降の公教育に関する憲法法理の憲法史上の位置づけ(以下、「本研究」とする)である。以下、本研究と本研究のそれぞれの研究成果に関して順次説明する。

#### (1) 本研究 について

上述のとおり、アメリカ合衆国では、公教育に関する政府権限の限界を画す法理として、憲法上の親の教育の自由という観念が用いられてきた。この法理を確立したのが、1920年代の連邦最高裁判決 Meyer 判決と Pierce 判決である。本研究代表者は、本研究当初に、これらの判決を当時の連邦最高裁判例法理全体のなかで位置づけ直し、その内実が公教育に関する政府権限の内在的な限界を画する反全体主義原理であることを明らかにしていた。この原理は、公教育の目的をアメリカ合衆国憲法に示された自由や民主主義という価値観に基づいて子どもたちを民主主義社会の成員として育成する公民教育であるとして、政府に公教育を運営する広範な権限を認めつつ、政府が公教育制度を通じて一元的な価値観を子どもたちに教え込むことを禁止するというものである。本研究は、こうした判例法理の確立に、アメリカ合衆国における公教育制度の歴史的な形成過程が一定程度の影響を与えているものとの仮説にたつて、その影響を分析し、連邦最高裁判例法理の公教育史上の意義を明らかにしようとするものであった。こうした視点から公教育制度の形成・確立過程の分析を行った本研究の成果として明らかにできたことは、次のとおりである。

#### 公教育の目的

公教育の目的に関しては、公立学校と私立学校という観念も未分化であった建国当初から一貫して政府が関与する学校教育の目的は、合衆国憲法に掲げられた自由や民主主義という価値観を涵養する公民育成であると考えられてきた。

#### 公教育制度の形成過程の全体像

しかし、1930年代以降に徐々に発達した公立学校制度は、特定の党派や宗派に偏することなく、特殊利益を排し、自由や民主主義というある種の普遍的な価値観に奉仕すべく、直線的に形成・確立してきたわけではない。

むしろ、公教育史に関する一般的な時期区分(未発達期、萌芽期、発展期、定着期)のそれぞれの時期において、公教育の根本的な目的である民主主義社会の公民育成という価値観に関して、異なる考え方を有する諸勢力が衝突と妥協を繰り返し、紆余曲折を経ながら徐々に公教育制度が形成され、その意味では19世紀末から20世紀初頭にかけて定着した制度のあり方も、決して特定の勢力の支配的な影響力の下にのみあるとは単純には言い切れず、諸勢力の妥協の産物と見る事ができるものである。

### 諸勢力の衝突と妥協の具体例

こうした衝突と妥協の具体例としては、公立学校と私立学校との二元的な学校教育制度の形成の過程と、公立学校内における宗教教育のあり方の変化の過程のなかに集約的に現れている。すなわち、1930年代以降に徐々に公立学校制度が北東部の各州を中心に整備されていくなかで、これらの公立学校は、どのような民族・宗教にも共通の普遍的な価値観として自由や民主主義を揚げ、それを子どもたちに涵養することを目的に、特に宗教教育の非宗派性をモットーとするものであった。しかし、その内実には、プロテスタント式の祈祷や聖書朗読を普遍的なものとするものであり、カトリック系移民の人々には受け入れがたいものであった。それゆえ、当時は、公立学校にもカトリック系の宗教教育を取り入れさせるための運動などもあったが、カトリック系移民の指導者は、自らの私立学校を設立し、それへの公費助成を求める運動を展開し、プロテスタント系の公立学校指導者と激しく対立した。こうした経緯で、宗教系私立学校は、それへの公費助成は制度として確立しなかったものの、公立学校とは異なる価値観を子どもたちに伝達するものとして定着していった。また、公立学校内での宗教教育に関して、当初から、その理念とは異なり、一定の宗派性を免れえなかったことは先に指摘したが、1870年代以降は、祈祷や聖書朗読などの宗教教育を全面的に廃止する運動も生じ始め、公立学校の世俗化が徐々に進行した。これには、従来のプロテスタントとカトリックとの対立に加えて、いわゆる世俗主義者の影響も大きい。これにより、特定の宗派に基づく教育を望む者たちにとっては、ますます私立学校の重要性が大きくなっていった。こうした具体例を通じて見ると、公立学校は、常に自由や民主主義などの何らかの公民的な価値観を促進してきたが、教育制度全体を特定の宗派的勢力が簞奪しようとするには他勢力によって歯止めがかけられ、私立学校の設立や公立学校の世俗化などの調整弁が用意されてきた。

### 1920年代の最高裁判例の歴史的意義

こうした背景に照らして、1920年代の公教育政策の状況を見てみると、それは、その当

時の進歩主義的な政策観念にも影響されて、私立学校の教育内容への法的統制の強化や私立学校の廃止など、教育制度全体を政府の法的な強制力のもとで特定の価値観の一元化しようとする動き、それまでに確立されてきた教育制度全体での多元的な価値観の保持を不可能にするものであったと特徴付けうるものである。それゆえ、1920年代の連邦最高裁判例が、それ以前に諸勢力の妥協の産物として確立した制度的仕組みを壊すことを阻止したことは、当時の裁判官の主観的意図にかかわらず、公教育制度における多元的な価値観の共存を可能にする仕組みを保守したものであり、反全体主義原理を内実とする親の教育の自由は、そうした機能を果たすこと期待しうる法理として現在でも一定の意義を持つものと思われる。

### (2) 本研究 について

上述のとおり、1920年代の2つの連邦最高裁判決は、反全体主義原理を内実とする親の教育の自由の法理によって公教育に関する政府権限の限界を画したが、公立学校における教育内容面に関しては広範囲な政府権限を許容するものであった。それ以降、連邦最高裁が公立学校の教育内容面に関して政府権限の限界を画したのが、有名な1943年のBarnette判決である。本研究は、こうした法理の展開の意義を憲法史全体の観点から探ろうとしたものであり、その成果は次のとおりである。

### 違憲審査の手法の変化

研究対象とした1920年代から1940年代にかけては、アメリカ憲法史上、いわゆるロックナー判決期からニューディール憲法革命を経て、アメリカ連邦最高裁判例の憲法法理が大きく変化した時期である。その具体的な中身に関する近年のアメリカ憲法史研究を分析すると、それは違憲審査の手法の変化という点で、政府権限の内在的な限界論から比較衡量論への変化として描写しうるものである。すなわち、ロックナー判決期のいわゆる実体的デュープロセス法理は、連邦最高裁が社会・経済立法を違憲と判断するために用いていたものとして悪名高いものであるが、その内実には、政府の活動目的をあらかじめ限定してその枠を逸脱する立法を違憲と判断する政府権限の内在的な限界論であった。ニューディール憲法革命の画期的な点は、そうした法理を放棄し、政府の正当な活動目的を格段に拡大したところにあるのである。それゆえ、ニューディール憲法革命以降の連邦最高裁は、限定的な活動目的に入らない理由のみで違憲と判断した以前の手法を原則的に放棄し、政府の活動目的の重要性や目的達成手段の必要性を、それと対立する諸利益との比較衡量を通じて明らかにする違憲審査の手法を採るようになったのである。

### Barnette 判決の意義

こうした憲法史全体の文脈において、Barnette 判決を改めて分析すると、そこには上記の違憲審査の手法の変化を前提にしながらも、政府権限の内在的な限界論の発想を引き継ぐという面があることが見出される。すなわち、Barnette 判決において、連邦最高裁は、政府の活動目的をさしあたり広範囲に想定するというニューディール憲法革命の画期性を踏まえつつも、特定の思想に基づく不利益取扱いなど精神的自由の領域では政府が採用できない活動目的があるのだという考え方を示しており、この点は 1920 年代に公教育に関する政府権限の限界を画した反全体主義原理とのつながりを維持していると考えられるのである。この意味で、公教育に関する政府権限の限界を画する法理は、一般に否定的に評価されてきた 1920 年代の法理の一部を引き継ぎつつ、その射程を広げてきたという面を有するのである。

### (3) 今後の課題

以上の本研究の成果から、次のような今後の課題を抽出できる。すなわち、本研究の成果によって、アメリカ合衆国において公教育に関する政府権限の限界を画する憲法法理としては、政府権限の内在的な限界論がその中心に位置していることが明らかになった。もっとも、政府権限の内在的限界論は、悪名高いロックナー判決期の法理である。それゆえ、今後は、その意義と限界についてより慎重に検討を加える必要がある。この研究は、より広くいわゆる優越的な地位を有する権利論の意義を探ることもつながる可能性を有するものである。

また、本研究の成果によって、この分野でのアメリカの憲法法理を比較対象にして日本でのあり方を検討する際に、日本の文脈でも参考にすべき面と批判的に見るべき面とをより適切に腑分けするための前提を整える作業を一步進めることができたと思われる。そして、実際に、この成果を踏まえて、日本でのあり方の検討も進めることができた。今後、こうした本研究の成果を、適宜、発表するように努めたい。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

中川 律 (NAKAGAWA, Ritsu)